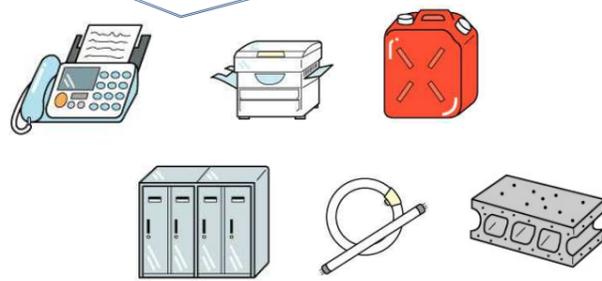


どんなものが「産業廃棄物」になるのか？

事業活動に伴って生じた廃棄物の中で、廃棄物処理法で規定された20種類の廃棄物をいいます。ここでいう事業活動には、製造業や建設業などのほか、オフィス、商店等の商業活動や、水道、学校等の公共事業も含まれます。産業廃棄物は、一般廃棄物の処理施設である「アックス・グリーン」には持ち込みできませんので、法令に従って適正な処理を行ってください。

事業活動に伴って排出される廃棄物であっても、下の表に該当しないものは事業系の一般廃棄物となります。

このような物も産業廃棄物になります



【産業廃棄物の種類】

区分	具 体 例
①燃 え 殻	石炭がら、コークス灰、焼却炉の残灰、炉清掃排出物など
②汚 泥	下水道汚泥、建設汚泥、製造工程や排水処理で出る汚泥など
③廃 油	廃潤滑油、廃切削油、動植物系廃油等の全ての廃油
④廃 酸	廃硫酸、廃塩酸、廃硝酸などの全ての酸性溶液
⑤廃 アルカリ	廃ソーダ液、金属石けん液、アルカリ性メッキ廃液など全てのアルカリ性廃液
⑥廃 プラスチック類	発泡スチロール、廃タイヤ（合成ゴム系）、合成繊維くず、全ての廃プラスチック類
⑦ゴ ム く ず	天然ゴムくずなど
⑧金 属 く ず	研磨くず、切削くず、缶類、鉄鋼・非鉄金属くず等の全ての金属くず
⑨ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	びん、レンガくず、陶磁器くず、ガラスくず、コンクリート製造工場の不良品、石膏ボード等のくずなど
⑩鉍 さ い	高炉等の残さい、ノロ、ボタ、廃鋳物砂、不良鉍石など
⑪が れ き 類	工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリート、アスファルト破片その他これに類する不要物など
⑫ば い じ ん	ばい煙発生施設等の集塵機ダストなど
⑬紙 く ず	建設業（工作物の新・増・改築、除去）、紙製造業、製本業、出版業等から排出される紙くず
⑭木 く ず	建設業（工作物の新・増・改築、除去）、木材又は木製品製造業から排出される木くず 物品賃貸業に係る木くず、貨物の流通のために使用したパレット等
⑮織 維 く ず	建設業（工作物の新・増・改築、除去）、製糸業、紡績業、織物業等から排出される天然繊維くず
⑯動 植 物 性 残 さ	食品・医薬品・香料製造業から排出される原料として使用された動植物に係る固形状不要物
⑰動 物 系 固 形 不 要 物	と畜場・食鳥処理場から排出される獣畜および食鳥に係る固形状の不要物
⑱家 畜 ふ ん 尿	畜産農業から排出される牛、豚、馬、ニワトリ等のふん尿
⑲動 物 の 死 体	畜産農業から排出される牛、豚、馬、ニワトリ等の死体
⑳上記①～⑱の産業廃棄物を処分するために処理した物で、上記の産業廃棄物に該当しないもの	

産業廃棄物はアックス・グリーンに持ち込みできません！



事業系ごみのご相談・お問い合わせ先

ごみの受け入れに関すること

下北地域広域行政事務組合
TEL 33-8851

分別方法・リサイクルなど

むつ市役所 環境政策課
TEL 22-1111 (代)

産業廃棄物に関すること

青森県 むつ環境管理事務所
TEL 33-1900

事業系ごみの適正処理について

事業系ごみを排出する時の2つの基本ルール

① ごみは分別して出しましょう

事業所（事務所、お店、飲食店、工場、作業場など）から出るごみも家庭から出るごみと同じように分別して出さなければいけません。
空き缶、ペットボトル、紙類、びん類などは「資源ごみ」になりますので、市の分別区分に従って処理して下さい。

○ アックス・グリーンに自分で持ち込む場合も同じです ○

事業系ごみもリサイクルを意識しましょう！

② 町内のごみ収集場所に出してはいけません

事業所から出る事業系ごみ（事業系一般廃棄物）は、町内のごみ収集場所に出すことはできません。事業系ごみを処分する時は、

- ① 市の一般廃棄物収集運搬許可業者に収集運搬を委託する。
- ② 自分でアックス・グリーンに持ち込む。

のいずれかの方法で処理するようにして下さい。

※むつ市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第4条第1項



事業系ごみ・家庭系ごみの区分

廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物

事務所、お店、飲食店、工場等の事業活動に伴って出るごみ

※これらのごみは、市では収集しません

一般家庭から生じた廃棄物

一般家庭の日常生活に伴って出るごみ

事業系一般廃棄物

産業廃棄物以外の廃棄物

産業廃棄物

法令で定める20種類の廃棄物

家庭系一般廃棄物

産業廃棄物以外の廃棄物